

【足立区障がい福祉センターあり方検討委員会】会議概要

会 議 名	足立区障がい福祉センターあり方検討委員会（第2回）		
事 務 局	政策経営部 障がい福祉センター見直し担当課長 福祉部 福祉管理課		
開催年月日	平成30年11月13日（火）		
開催時間	午後2時00分から4時30分		
開催場所	足立区障がい福祉センター 研修室3		
出席委員	石渡 和実 委員	太田 正明 委員	岡本 正久 委員
	小澤 温 委員	酒井 紀幸 委員	西 美友加 委員
欠席委員	酒井 康年 委員		
会議次第	<p>議題：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活体験係における課題解決とその検証方法について</li> <li>2 その他</li> </ol>		
資 料	<p>資料1 足立区障がい福祉センターあしすと 概略</p> <p>資料2 平成30年度足立区障がい福祉センター 虐待防止マニュアル 虐待防止マニュアル 別紙</p> <p>資料3 報告書是正措置とその対応</p> <p>資料4 改善策とスケジュール（案）イメージ</p> <p>資料5 足立区障がい福祉センター 指導検査・第三者評価受審状況</p>		
そ の 他	資料2別紙及び資料3は委員のみ配布（非公開）		

○事務局 今日ほうめだあけぼの学園の酒井委員のほう欠席とご連絡をいただいております。他の委員の皆様方はお揃いということで、第2回の足立区障がい福祉センターあり方検討委員会を始めさせていただきます。

前段で、館内のほうご見学いただきまして、ありがとうございます。本来ならば、あともう自立生活支援係と、それから就労促進訓練係があるのですが、今日は生活体験係における課題解決というところなので、少し生活体験係を中心にご見学をいただきました。あと残りのところは、また会場がここになったときに、改めて残りの係のほうをご視察いただこうと思っております。時間配分のほう、不十分で申し訳ございませんでした。

それでは、議事進行のほうを委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小澤委員長 そうしましたら、先ほどちょっと見学会ということで、私のほうも見学させていただきました。特に今回、生活体験係のところを中心に見学させていただくということでしたので見せていただきました。その上です、この後の議論は、足立区障がい福祉センターあり方検討委員会第2回ということで、本日も前回よりも、これからはよい今後のあり方や、その他の再発防止や、いろんな取り組みに向けて、いろんな角度で検証と検討を行うということでございますので、ぜひ今から委員会におかれまして、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

そうしましたら、本日の次第というのを配布させていただいているでしょうか。あるかと思っておりますけれども、この次第で、本日の議題の一番上が生活体験係における課題解決とその検証方法ということでやっていきます。

まず最初に、資料の確認をしていただいていたほうがいいのかと思っておりますので、また資料の確認をよろしくお願いたします。

○事務局 それでは、事務局のほうから資料を確認させていただきたいと思っております。席次表と、それから名簿に続きまして、資料の一番上は、足立区障がい福祉センターあしすと概略ということで、このセンターが開設する前からどのような経緯で開設に至ったかということと、現在の事業、職員体制がどういふふうになっているかというものを時系列でまとめさせていただきましたので、また後ほど必要があればご説明をさせていただきたいと思っております。

そのあと資料2と書いてあるものが、平成30年度足立区障がい福祉センター虐待防止マニュアルということで、前回の質疑の中で、センターの虐待防止マニュアルはどのようになっていますでしょうかというお話がありましたので、今回資料としてお配りをさせていただきました。本体自体は、それほどのボリュームではないですけれども、別紙ということで、虐待防止研修の中身のもの、それからさまざまな区要綱等、こちらのほうを委員の皆さまの資料にはつけさせていただきます。これは大変ボリュームがあります。

資料3は、A3のものが折り込んで入っていると思うのですが、これは前回も提供させていただきましたが、法的調査報告書で提案された是正措置、それを原因と今後の対応ということで整理をさせていただいたものです。そこに、現在障がい福祉センターにおける検討がどのようになっているかということで課題を抽出した部分、前はここまでしか記載がなかったわけですが、今センターの中でもいろいろな議論をしております。

ますので、課題解決に向けてこんな取り組みが考えられるのではないかとこのものも一部書き足しをさせていただきました。この是正措置の項目等を中心にしながら、ご議論いただければというふうに思います。

そしてもう1枚、資料4と書いてあるのが、これは議論の方向性として、こういうイメージで最後取りまとめをしたいということで、まだ中身は全然詰めたものではなく、こんなイメージのものを最後に作成できたということでご理解いただきたいのですけれども、検討委員会のほうからこういう改善をしたらどうかという提言をいただき、それに対して区のほうとしてはどういうスケジュールでこれに取り組んでいくのか、どこが責任をもって取り組んでいくのか、さらにそれがきちんと実行されているかどうかというところに関する検証をどのようにするのかというところで、最終盤ではこういった形で取りまとめをしたいというふうに考えているということで、今回資料4ということで、これはまだイメージですので、これに縛られず、ご議論いただければと思います。

最後、資料5ですけれども、これも前回ご質問がありました障がい福祉センターの指導検査、それから第三者評価、どのぐらいの頻度で受審されてきたかということがありましたので、資料としてつけさせていただきます。東京都の指導検査は、実地指導と言っていますけれども、平成19年、こちらのセンターの開設は平成15年だったのですけれども、18年に自立支援法が施行された関係で、それぞれの事業が新しい体系に移りまして、平成19年に新体系移行に伴って、就労促進訓練室、就労移行支援事業の指導検査があり、全体の検査があったのは平成21年、このと

きは各事業に対して指導検査が実施をされましたが、以降、実はこの指導検査は実施されておらず、9年前ということになります。この件に関して、東京都のほうに一応確認はしたのですけれども、指導検査の実施については、区立の施設であっても一義的には東京都が所管するものであるという回答をいただいたのですが、東京都のほうも新しいところの施設を回ったりとかで、なかなか各区の区立施設のところまでは回り切れていない状況ですというお話がありました。

それから福祉サービスの第三者評価ですけれども、平成16年、17年、開設して翌年から2事業ずつに分けて1回、それから21年、22年、これも2つ、2カ年に分けてセンター事業全体の第三者評価をしていただいておりますが、最後に受けたのが平成22年ということで、8年前ということになってしまうということでございます。

資料は以上です。

○小澤委員長 はい、ありがとうございます。最初は資料の確認ということで説明をいただきまして、この後の議事の進め方なのですけれども、まず前回の質問に対して一応用意していただいた資料ということで、虐待防止マニュアルということに関しては資料をつけていただきました。これに関しましては、若干説明をいただくということで考えております。今、第三者評価に関しまして説明がありました。追加説明は特に、こんな時期にこんな第三者評価をされたということですのでよろしいですよ。もし追加で、前回そこの議論というか、質問がありましたので、資料を一緒に出していただいたものです。

それから前回の質問の個別支援計画でしたっけ、それは前回の質問事項であったかと思

いますが、それは・・・。

- 事務局 ちょっと個人のもので、コピーをするのが難しいということで、何ケースか事例としてはこちらに今持ち込んでありますので、後でお時間とって、ご覧いただければというふうに考えています。
- 小澤委員長 わかりました。そうしますと、虐待防止マニュアル、前回の質問の中で、一番この時点で説明をプラスしていただくというのは、この虐待防止マニュアルのおおよその中身ですね。その後、実は本日からいよいよご意見に沿った議論ということで、資料3、先ほどのA3の横長の紙があるかと思うのですが、一応是正措置ということで、6点ほどのこの指摘事項に対して、どのような形での検討を行っているということで、ここを一番の議論の中心になっておりますので、このあと説明以降はこの6点の議論を中心に、場合によっては7点です。7点の論点を中心に意見をいただき、最終的なまとめに向けて進めていくと、こういうふうに聞いております。そうしましたら、一応虐待防止マニュアルの説明のところまでで、それ以降、実はこの資料3に沿った7つの論点は、ちょっと個別なことにかかわる可能性が非常にありますので、ちょっと傍聴に関しましては虐待防止マニュアルの説明のところまでということにしたいかなというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。
- 小澤委員長 そうしましたら事務局のほうで、前回質問がありました虐待防止マニュアルに関して、追加説明をお願いします。
- 事務局 前回、センター所長のほうからお答えさせていただきましたとおり、センターとして虐待防止マニュアルがきちんと整備されていなかったということで、今回の事案を踏

まえて、平成30年度の虐待防止マニュアルということで整備をした次第です。何もなかったわけではないということで、それぞれの事業所となっている事業単位ごとに虐待の防止についてということについては、各事業で指定を受ける際に記載はあったのですが、もちろんきちんと虐待防止マニュアルという形で整備されていなかったという状況でございましたので、今回はまず全体のものを整備したということです。

ただ、本来的に言えば、今日見学いただきましたけれども、今センターの中は法に基づく事業が4つある形になっております。それぞれの事業が一つの事業所ということになっておりますので、事業所ごとに虐待防止マニュアルを整備し、またそれを職員に周知するということが本来のあるべき姿というふうになっておりますので、1ページ目のところでこのマニュアルの位置づけというところにもあるとおり、これは足立区障がい福祉センター共通のマニュアルということで、このマニュアルを基本にしながら、これから事業ごとの取り組みについて別途定め、それぞれのところで取り組みを進めていくということで、柱になる部分ということでつくったものです。

内容といたしましては、所長を虐待防止責任者とし、それぞれの係の係長、それからサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者が虐待防止推進員、虐待防止のマネージャーとなり、全ての常勤職員について、虐待防止啓発員という位置づけをし、このマニュアルに基づきながら各事業で研修をし、それからチェックリストもマニュアルの中につけておりますので、これを定期的に行うということで、全体が構成をされております。虐待防止委員会につきましては、次のページにな

りますけれども、このマニュアルがきちんとそれぞれのところで取り組まれているかというところと、もしその虐待の通報があった際にどのような対応をするのかということにつきまして、この虐待防止委員会を定めて取り組みを行っているところです。おおむね月一、二回の実施ということで、係長会で虐待防止・苦情・危機管理に関する事項の検討、収集ということで、ヒヤリハットも含めて検討しながら全体で共有していくという流れになっております。

それから資料がたくさんついているのですが、倫理要綱ですとか、行動規範につきましては、足立区の職員行動指針、それから職員倫理要綱などを定めておりますので、基本的にはそれに基づいてつくられているということになります。

それからちょっと前回ご質問がありました苦情解決の流れについても、6番目ということで整備はされていて、苦情解決責任者はセンター所長、それから苦情受付担当者は各係の係長、そして第三者委員の設置ということで民生委員、弁護士、学識者、この方たちに第三者委員として加わっていただいております。苦情解決の流れは以下に記載をされているとおりです。通知等の部分では、この防止マニュアルをつくるに当たりまして、国の障害者福祉施設等における障害者虐待防止と対応の定義、それから東京都の通知、また庁内のものについてもこれらを参考にしながらマニュアルを作成したというふうになっております。

以降、別紙でついている資料が、細かな虐待防止に向けてセンターの中で年間計画をつくり、このように取り組んでいきたいと思いますというような研修の資料となっております。ま

たチェックリスト等も既に1回、全職員がチェックをし、今2回目を実施されているところというふうに聞いております。もしこのチェックリストの関係で、センターのほうから実施した状況とか報告があれば、お願いします。

○センター所長 チェックリストについては、研修を受けた翌日から全係に実施させていただきました。それが第1回目で。第2回目は今月、全職員がやることになっております。また、第3回目、年間3回やることになっていきますので、それはまた来週以降になる予定です。

○事務局 説明は以上です。

○小澤委員長 ありがとうございます。以上が、前回いくつか出ていた質問の中の、特にそれぞれの議論に大きく関係が深いということで、一つは虐待防止マニュアルということで資料をつけていただき、また実際にそれに追加説明ということと、それから今チェックリストの実際の運用というのでしょうか、それに関しましても説明がございました。

あと前回の質問事項に関しましては、第三者評価とか、あるいは個別支援計画に関しましては、ちょっとさっきの説明にもありましたし、また個別支援計画はちょっと必要であればこの会議後にでも、実際のケースが記載されていますので、ご覧になっていただいて、このような記載事項が個別支援計画の中に入っているみたいなことで理解をしていただいたらということでしたので、まずここまでが一応前回の説明の意見に対してのちょっと事務局側が用意したお答えというのでしょうか、回答ということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょう。

また後の議論の中でも、またそれに触れた

折に出てくるかなと思いますが、よろしいでしょうか。

○小澤委員長 そうでしたら、一応これ以降は、実は資料3に基づいた7つの是正措置と書いてあった論点に基づいて意見交換をしていくというふうに考えておりますので、傍聴はここまでということにしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

そうでしたら、大変申しわけありませんけれども、傍聴の皆様方におかれましては、ちょっとこれ以降の議論は少し退出していただけたらと思います。よろしく申し上げます。

(以下、非公開)

非公開部分の議事内容

○生活体験係における課題解決とその検証方法について

1 職員に関する事項

- ・人事配置、専門性、障がい福祉に対する考え方・人権意識など

2 組織に関する事項

- ・縦ライン、横連携、報告等の透明性と客観化など

第三者調査報告書やヒアリングの中で明らかになった問題点に関して、上記2つの視点に分けて検討した。障がい福祉センターが開設当初目指していた理念がいつしか薄れ、連携のない事業所の集まりになってしまっている。公立ならではの専門職を活かした有機的な支援を再構築するため、具体的で実効性のある提言をする必要があるという議論をした

○次回日程 12月26日(水)午前

以 上